

令和6年度第3回・島本町住民福祉審議会 要点録

(令和6年11月29日作成)

1	会議の名称	令和6年度第3回・島本町住民福祉審議会		
2	会議の開催日時	令和6年11月22日(金) 午後2時00分～4時00分		
3	会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	0名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	明石会長、喜多委員、杉本委員、谷田委員、津江委員、中村委員、花田委員、本間委員、増川委員、吉村委員 (以上10名)		
7	会議の議題	(1) 第5期島本町地域福祉計画(素案)について (2) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 座席表 ● 委員名簿 ● 資料6 第5期島本町地域福祉計画(素案) 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和6年度第3回・島本町住民福祉審議会 要点録

(令和6年11月22日(金)開催)

開会

(出席委員の確認) 出席委員10名
(配布資料の確認)
(傍聴者の確認→傍聴者入室) 傍聴なし

【案件1】 第5期島本町地域福祉計画(素案)について

会 長

案件1「第5期島本町地域福祉計画(素案)」について、事務局から説明をお願いする。前回は素案第4章の基本目標3まで審議いただいた。今回は基本目標4から7まで審議した後、最後に全体の振り返りを行う。

<地域福祉計画素案について>(資料6)

①第4章：基本目標4 暮らしといのちを守る(自殺対策計画)

事務局

(資料6 第4章：基本目標4について説明)

会 長

自殺には生活困窮や健康面の問題など、いろいろな要因が重なっていることも多く、多面的な対応が必要と考えられる。質疑等はあるか。

委 員

資料の70ページにある「妊産婦への支援」の項目の中で、産前産後ヘルパー派遣事業や、産後ケア事業が掲載されている。島本町で新生児の母親が子どもとともに自殺するという痛ましい事案があったが、その方たちへのフォローはどうなっていたのか。自殺の要因はそれぞれであり、本当のところはわからないかと思うが、産後鬱もあったのかもしれないし、そういった傾向があったのか、気になっている。その方や、ご家族へのフォローがあったのか。検証と認識があって、今後の対策が生まれるかと思うので、お伝えいただける部分があれば教えていただきたい。

事務局

ご指摘の件は、本町にとって大変痛ましい事案であった。周辺情報お伝えすることはできない。産前産後に不安がある方については、特定妊婦として、妊娠が判明した時点から支援機関がサポートをしている。当該者は特定妊婦ではなかったということだが、保健所とも支援体制の振り返りを行い、スーパーバイズも受けている。本町としても改めて、支援を必要としない妊産婦はいない、という考えに立ち返って、支援を推進していきたい。

委 員

自死に限らず自然死についてもそうだが、島本町でグリーフケアの取組等も行われているか。グリーフケアの講座や講演に参加して、気持ちが楽になったというお話も聞かすが、町でもそういった

講演等は考えているか。

事務局

自殺された方、亡くなられた方のご遺族への支援について、精神保健福祉という意味では、すこやか推進課でご遺族の希望に寄り添って、話を聞いてほしいという方への対応等を行っている。大阪府のこころの健康総合センターでは、予約制で専門的な相談窓口を設けられている。また、7か所程度のNPO法人でグリーフケアに取り組まれており、町に相談があればご紹介をしている。引き続き職員においてもできる限りの寄り添い支援は実施していきたい。

委員

資料の66ページにある「ゲートキーパーの養成」について、ゲートキーパー養成研修とは、どの程度の研修内容なのか。また、資格をとると証明書のようなものが発行されるのか。

事務局

資格証明書のようなものはないが、研修は初級、中級、上級とあり、都道府県で編纂されたテキストを使用して研修を行う。本庁職員も講座を受けているが、受講すればゲートキーパーとして活動でき、順次ステップアップしていく研修内容となっている。認知症対応の研修と同じく、知識を深めるとともに、つらい状況にある方にとって「大丈夫？」という言葉がつらい、などテクニック的なところも教えてもらう。民生委員の研修でも実施しているが、今後はより周知を進めていきたい。

委員

潜在的に関心があっても、きっかけがなかなかないので、どんどん推進していただければ、民生委員としても積極的に受講したいと思う。

委員

「妊産婦への支援」の項目にある母親への産後ケア事業とはどのような内容なのか。

事務局

こちらは出産後間もない母親とお子さんのケアを行うもので、本町では日帰りの通所型で実施している。実施主体としては町内の産婦人科クリニックに委託しており、令和5年の実利用人数は10名、延べ利用人数は34名となっている。保健師が母親に支援が必要と感じた際におすすめするようにしており、休息になったという声もいただいている。通所型の需要が多いと考え、まず通所型として実施したが、今後の課題として、宿泊型の実施に向けても検討を進めていきたい。

委員

資料の70ページにある「子どもへの支援」の項目の中で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの記載があるが、実際にどのくらい利用されているのか。子どもの総合相談という記載もあるが、子どもたちが相談しづらいという状況もあるのではないかと。また、厚生労働省のガイドラインにあるような、電話やSNSによる相談が利用されるように周知はされているのか。担

当課が違うので、事務局で承知していない部分もあるかもしれないが、わかる範囲で教えていただきたい。

事務局

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについては、教育センターでの教育相談や、各小中学校に配置されて多くの活動件数があがっており、一定の悩み相談には対応できているものと考えている。相談に関する周知・啓発の状況については、確認のうえ追ってご報告する。子どもの総合相談に関連しては、市町村にこども家庭センターの設置が求められており、本町においても役場の機構改革を行い、現在ふれあいセンターにあるすこやか推進課に加えて子ども家庭課を設けて、そこに子育て支援課の一部が移ってくる。その2つの課をもって、「こどもすこやかセンター」として、子どもや子育て支援に関するさまざまな相談支援を行う機関となる予定である。今後は、学校関係の相談を受ける教育センターと、子どもや家庭全般の相談を受けるこどもすこやかセンターの2本立てになっていくと考えている。今後の相談支援について連携して進めていく。

②第4章：基本目標5 ひとり親家庭等への支援を推進する（ひとり親家庭等自立促進計画）

事務局

（資料6 第4章：基本目標5について説明）

会長

計画に記載している「関連する関係団体ヒアリング結果」については、関係団体名を具体的に記載した方がよいのではないか。

事務局

こちらは関係団体ヒアリング結果の資料の中から抜粋して記載している。項目に直接関係する団体が回答されたものもあれば、例えばひとり親家庭への支援に直接関係していなくても、こちらにご意見を回答していただいている場合もあるため、具体的な団体名の記載は控えさせていただく。

事務局

先ほどご質問いただいた「子どもへの支援」に関連する各種の相談体制の周知・啓発について、担当者が不在だったため確認できた範囲での回答になるが、ご報告する。教育相談はホームページに掲載しているが、チャイルドラインについては、ホームページには掲載できていないのではないかとということであった。貴重なご意見として担当部局に伝え、相談に関する周知・啓発の充実を図っていく。

会長

他に質疑がなければ、次の議題に移る。

③第4章：基本目標6 防犯・更生保護を推進する（再犯防止推進計画）

事務局

（資料6 第4章：基本目標6について説明）

委員

資料の80ページ「更生保護に関する啓発」に記載されている更生保護協力ボランティアとは何を指すのか。また、保護司会への支援とは具体的に何か。面談場所等の確保については、現在ふれあいセンターに場所を借りることができるようになっており、新規の取組ではないのではないかと思う。関連して、更生保護活動においては、警察・学校との連携も重要であるので、そのことについても記載を追加するべきかと思う。また、前回の会議でも発言させていただいたが、再犯防止におけるコーディネーターの意味がわからない。関係団体ヒアリングの意見として、配置が必要とされているが、載せるのであれば具体的に記載してほしい。

委員

保護観察所からも、コーディネーターという表現は提示されていない。この言葉はどこから出てきているのか。

事務局

前提として、関係団体ヒアリングでは、個別に自由回答をいただいている点についてご了承いただきたい。更生保護協力ボランティアというのは総称であり、具体的には保護司会の他、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などが含まれる。具体的な名称の表記については検討させていただく。保護司会への支援のメインは補助金の支出であるが、その他に、社会を明るくする運動における連携など、さまざまな形で支援を行っている。面談場所の確保については、ご指摘の通りふれあいセンターを使用いただいているが、こちらは新規事業だけでなく継続事業についても掲載する箇所であるため、このまま記載する。警察・学校との連携については確かに重要な部分であるため、記載を追加するよう修正を検討する。

委員

単純な質問になるが、保護司も高齢化や担い手不足が進んでいるのではないか。現状はどういう状況か教えていただきたい。

委員

高槻地区（高槻市・島本町）の保護司の定数は100名、うち島本町は10名となっている。島本町は今年8名でスタートしたが、現状は7名となっている。保護観察所から推薦が来ると面接をするのだが、そこで適格かどうか判断することは難しく、また断ることはできない状況である。今年は3名が決まり、その後1名の手上げがあった。島本町においても何名か候補がおり、調査をしている段階である。

委員

定年はあるのか。

委員

入られた時の誕生日で変わるが、概ね 76 歳である。

委員

島本町の保護司の平均年齢は何歳ぐらいか。

委員

およそ 68 歳である。

委員

この 1、2 年で 2 名が定年を迎える予定であり、早急に増員が必要な状況である。自薦は断りにくいですが、昔の名誉職的なイメージで来られる方も多いのではないかと感じる。

委員

NPO 法人を立ち上げたくて、保護司のバッジが欲しいという方もおられるようだ。

会長

保護司になろうとする場合、レポートの提出などは必要か。

委員

選考の中でレポート提出は必須ではないが、今回の応募者の中でも熱心な方からは、ご自身の実績や保護司になって実行したいことなどの提出があった。

会長

他自治体で人権擁護委員の選考委員をしているのだが、レポート提出が必要である。レポートの内容でその人となり分かるので、有効かと思う。

委員

保護司の選考にも反映するよう検討する。

会長

こちらの項目の取組指標に「消費者相談の相談件数」があり、増加をめざすとしているが、相談件数の増加をめざすという考え方はふさわしいのか疑問である。

事務局

この点は悩ましいところで、その他多くの指標は増加目標になっているが、相談がない方がいいという意見もあるかと思う。しかし、実際に悩みごとや困りごとは存在していて、その相談を受けることができる環境や体制の整備が重要という意見もある。究極的には相談しなくてはならないことがない方がいい、ということかと思うが、相談体制を充実して件数を上げることが、当面は重要であるとの考え方から、このような設定としている。

会 長

やはり消費者相談の件数は減少した方がいいかと思う。

委 員

相談件数の増加を目標にするのではなく、受け入れ体制の充実が数字として表せるといいのではないか。

事務局

刑法犯の犯罪件数については減少を目標にしている。消費者相談についても、ネガティブなイメージがあることは承知しており、実態として消費者相談が減少していくことが望ましいというご指摘も踏まえて、指標については検討させていただく。

会 長

相談の減少というより、消費者被害を減らすということが重要である。

委 員

社協で受けている相談の中でも、事態がまだ大きくない、ちょっとしたことのうちに相談してくれば、という思いを抱くケースもある。社協があったから相談ができ、事態を収められた、という状況もめざすところではあり、相談件数を増加したいという気持ちもある。消費者相談については、町の人口にしては件数が少ないという話もあり、潜在している相談もあるのではないかと感じる。

会 長

これはアウトプット指標であるため、アウトカム（結果）までつなげることができれば、ストーリーとして成り立つかと思う。事務局でご検討いただきたい。

委 員

「更生保護に関する情報発信数」の基準値が1件となっている。これを増加するということは、保護司会にも返ってくる話ではないかと思うのだが、いかがか。

事務局

情報発信数については、他の項目でも取組指標としているが、本項では社会を明るくする運動に関する1件のみが基準値となっている。町としても更生保護活動や保護司会、協力雇用主などに関する情報発信を充実させていくという考え方のもと、情報発信数の増加を目標としている。これまでは、更生保護関係のページが町ホームページにもなかったが、今年から新たに作成している。今後はLINEによる情報発信なども含めて、より充実していきたいと考えている。

事務局

先程ご意見をいただいた再犯防止に関するコーディネートについて、明石市では再犯防止に関する条例が定められており、そこで更生支援コーディネート事業について市が社協に委託する形で取

り組まれている。高齢者や知的障害、精神疾患のある方が軽犯罪を犯した後に、適切な支援が受けられず、再度犯罪を犯すケースがある中で、社協が相談を受けて、支援機関につないでいくことで再犯を防ぐ取組である。島本町でそういった取組を行うかどうかについては検討が必要と考えている。こちらは関係団体ヒアリングで回答のあったご意見であるが、更生保護の中核的役割を担う保護司の委員から、コーディネーターの役割が不明確とのご意見を頂戴したため、本町として表現に違和感があるようであれば削除することも含めて検討する。

④第4章：基本目標7 権利擁護を推進する（成年後見制度利用促進計画）

事務局

（資料6（③第4章：基本目標7）について説明）

委員

アンケート結果では、成年後見制度について「どのような制度か大体知っている」という人が20パーセント程度となっているが、制度を必要とする人、実際に利用されている人の割合はどの程度になっているのか。

事務局

利用者については、資料の31ページに掲載する表の通りであるが、実際に後見が必要と思われる方となると、数値としては表しづらい。候補者としては、認知症高齢者や、知的障害、精神障害のある方などが挙げられるが、そのすべての方が該当するわけではなく、対象者の正確な母数の表現は難しい。

委員

本当にこの制度が必要な人に利用されているのかということ、非常に低い数値ではないかと思う。趣旨としては、財産管理が難しい人のフォローということだが、実際にはそうっていない。本来の目的に対して効果があがっていないのではないか。制度の利用に費用が掛かりすぎることもあり、本来守るべき人を守る制度設計にはなっていないように思える。

会長

非常に的を射たご意見かと思う。成年後見制度については、全国的にみても利用者が非常に少ない状況だが、町ではどう考えているのか、説明をお願いしたい。

事務局

後見人がいないと契約ができない、サービスが受けられないなど、本当に制度を必要とする人にとっては、必須の制度である。一方で、確かに個人で手続きしようとするとならば煩雑で難しく、弁護士や司法書士に代行を頼むと費用が多く掛かってきて、例えば年金で暮らしている場合など、負担が厳しい部分もあると理解している。町としても、また国の方でも、成年後見制度利用促進計画を作るなどして、制度の間口を広げて利用しやすくなるよう取り組んでいるところである。本町の取組としては、資料の84ページにも記載しているように、まずは周知・啓発と体制整備を行い、利用

支援を進めていく。成年後見制度について相談ができたり、各種手続きの代行ができるような体制を整備するとともに、報酬を幅広く助成するなどの取組を進める方向性である。

委員

実際の申請には多くの資料が必要であり、費用としては数千円でも、個人での申請は現実的には難しい。

事務局

本町においても、町長による後見等申立ての取組があり、申立て費用について、対象者の経済状況に応じて助成する制度もある。また、地域包括支援センターでは、手続きが分からないという人のお手伝いもしている。ご指摘の通り、申立てには多くの書類が必要であり、知識も時間も必要であることから、親族がすべての手続きを行うのは大変であると思う。地域包括支援センターでも書類の作成支援はしているため、広く周知していきたい。

委員

申請に関して地域包括支援センターに相談したところ、司法書士を紹介しているだけという自治体もあった。島本町の地域包括支援センターでどの程度までできるのかは把握していないが、申請の代行まではできないのではないかと。また、町の制度利用者の中で、町長申立て件数は何件程度か。

事務局

資料の31ページに町長申立て件数の推移を記載しているが、こちらは本人による申請が難しく、また親族がいらないか、本人と敵対しているなど緊急的な場合にのみ利用できるものと定められており、件数としてはほとんど発生していない。

会長

地域包括支援センターでかなりの部分支援しているところもあるが、今のご指摘を一気に解決する仕組みとして、全国的に中核機関の設置が進められている。資料では87ページに記載があるが、大阪府では現在16の中核機関が設置されている。島本町においても、中核機関の設置がかなえば、ご指摘の点などがスムーズに解決に向かうのではないかとと思う。

委員

「認知症施策の推進」について、軽度認知障害のうちに発見して処置できれば、認知症は40%が予防できるといわれているが、その重要性が周知されていない。周知することによって、自身の自覚や家族の支援を促すために、軽度認知障害の支援について、町としての対策が必要であると思う。

事務局

早期に診断を受けて、適切なケアや治療ができれば、認知症の予防や進行を遅らせることができるということで、重要な取組である。町として検査費用の助成などはしていないが、早期に異変に気付いたり、気軽に受診していただくための取組として、物忘れ相談会を開催していきたいと考えている。また、地区福祉委員等地域で活動していただいている方々に、地域の居場所やいきいき百

歳体操に参加されている方の様子など、日々気が付いたことを、気軽に相談につなげていただくことも有効ではないか。町としても検討を重ねて、さまざまな取組を組み合わせるより有効な対策をとっていきたいと話をしているところである。

会 長

令和6年1月に認知症基本法が施行され、認知症になっても希望を持って生きられる社会をめざして、町としても認知症施策推進計画を第10期の介護保険事業計画と合わせて策定されることと思う。認知症施策推進基本計画については、国の素案はできてきている状況であり、これまでとは違った認知症観、支援の在り方が形成されてくる。大きな流れとして、認知症の当事者が主体となって進めていく方向性であり、いずれは本審議会のような会議にも、認知症当事者の方が入ってくるようになるかもしれない。認知症基本法の会議にも認知症の方が入っており、島本町でも色々と考えて取り組んでいく必要がある。

事務局

今後の認知症施策の推進については、当事者の参加が大きなポイントである。今年度高齢介護課で行った若年性認知症の方の講演会が好評で、関係機関を含め、若い方から高齢者まで多くの方に参加いただいた。当事者の講演を聞くことで認知症観が変わった、という感想も頂戴しており、引き続き認知症観を変えていくことが必要と考えている。

会 長

着々と進めていただいているようで、引き続きよろしくお願ひしたい。

85ページの取組指標に「後見等審判に関する町長申立て件数」があるが、87ページに持っていつてはどうか。また申立て助成や報酬助成もされているとのことなので、それについても記載を追加してはどうか。86ページの現状と課題については、「高齢化の進展に伴い、今後成年後見制度の需要が高まることが予測され」とあるが、「身寄りの支援が受けられない、判断能力が低下した人たちの増加に伴い」と表現を変えるべきではないか。もう1点、87ページの「成年後見を支える人の育成・確保」の中で、担い手として市民後見人の養成や法人後見委託にも触れているが、ぜひ進めてほしい。成年後見人になるためには資格は必要なく、市民後見人は一般市民も無報酬でボランティアとして貢献していただける制度である。

他にご意見がなければ、全体を通じて、ご意見、感想等をお願いしたい。

委 員

前日も発言したことだが、各担当課については行政の都合による仕分けになっており、悩みを相談したい人にはわからない。悩みを総合的に受け付けて解決につながるような窓口を作っていくべきで、そうしないと行政のサービスを受けづらくなるのではないかと思う。生活に関わるすべてのことについてとまではいわないが、福祉関係について総合的に受ける窓口が必要ではないか。

事務局

福祉に特化した総合相談ということで、資料の46ページに「総合的な相談窓口の検討」として記載しているが、委員からも以前より整備が必要とのご指摘をいただいている。実施体制について

どのような形がふさわしいかについては、今後も検討が必要と考えている。

委員

ぜひ具体的に進めていただきたい。

事務局

町としても精力的に取り組んでいきたい。

委員

審議会に参加して、これから相談を支援につなげていく体制を作ってもらえると理解したが、一般の住民には、窓口がどこにあって、どういう悩みが相談できるのか知らないという人も多いかと思う。駅前などに新しい住宅ができているが、町外から移って来た人にとっては特に難しいのではないか。転入してきた際に、町からもアナウンスがあると助かると思うので、説明会の開催などは大変だと思うが、相談に関するパンフレットを作成、配布するなどにより、アナウンスしてもらえるといいと思う。

事務局

JR 島本駅の西側は開発が進んでおり、役場にも転入された住民の方が随時来所されている。転入手続きの際には広報誌をお渡ししているが、相談窓口の一覧のようなものはお渡ししていないので、転入いただいた時点での相談窓口等のアナウンスについて、庁内連携して、充実していきたい。

会長

紙レベルでの周知には限界があるかと思うので、ホームページに動画をあげるなどデジタルを活用すると、いつでも、どこでも情報にアクセスできるようになる。デジタル役場をめざして、ホームページ等でもすぐに情報をわかりやすく見ることができるような工夫をされてはどうかと思う。

委員

地域においてどこに相談したらいいのかわからない、という議論をお聞きしていて、本来相談を受けてつなぐのは、民生委員の役割であると感じた。

会長

民生委員の役割が周知されていないという側面もあるかと思う。ホームページに掲載するなどして、住民に周知していくことが行政の役割として必要である。

委員

ヤングケアラーへの支援について、町として取り組まれていることはあるか。ひとり親家庭への支援の中で、資料の 76 ページに日常生活支援事業が載っているが、これはヤングケアラーも含めて対象となるのか。

事務局

こちらに記載する日常生活支援事業については、基本的に対象はひとり親家庭であり、一時的に子育てや家事などが困難になったときに、支援員として登録いただいている方を派遣して支援を行うものである。両親がいる場合などは対象外となるが、ご指摘いただいたヤングケアラーへの支援への活用については、検討していく。

委員

先の議論での「支援を必要としない妊産婦はいない」という発言をうれしく感じた。本当に大変な人は、サロンなどに出てこれない、声を上げることができない状況にあるかと思う。こちらから積極的に介入すればいいというわけでもなく、難しい問題だが、引き続き見守りをしていただければと思う。

【案件2】 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

今後の予定についてお知らせする。年内は本日が最終の会議となり、12月中に計画案を修正して会長、委員に確認いただいたうえで、1月上旬から2月上旬にかけてパブリックコメントを実施する。その後パブリックコメントのご意見を踏まえた修正を行い、3月に最終の審議会でパブリックコメントの結果及び計画の最終案をお諮りする。次回の日程については近日中にメールでご連絡する。また、12月には委員改選があるため、改選後の委嘱状は12月中旬に送付する予定である。

会長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>